

該当するお客様へ、以下の書面をお送りしておりますので、ご案内申し上げます。

HSBC証券会社東京支店
日本における代表者
永原 千華子

お客様の情報のHSBCグループ会社間の共有について
(金融法人取引担当役員兼職目的)

この書面（以下「本書」といいます。）はHSBCグループ会社のうち以下の3社間の情報共有に関しお知らせするものです。内容の詳細は下記をご覧ください。

HSBC証券会社東京支店（以下「当社」といいます。）
香港上海銀行東京支店および大阪支店（以下「当行」といいます。）
HSBCサービシーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当サービス会社」といいます。）
当社、当行、当サービス会社の3社を総称して「HSBCジャパン」といいます。

記

HSBCジャパンは、世界の金融商品、サービスに対するHSBCジャパンのお客様のニーズの高まりに対応して、HSBCジャパンが世界で提供しているサービスの付加価値を高めるために、いくつかの改革を実行することにしました。当該改革は、日本のファイアーウォール規制上許容され、これに従う内容のものであります。この改革が、より効率的かつ顧客中心型の事業モデルの実現を通して、HSBCジャパンのサービスの範囲と質を大幅に高めることになると考えています。

当社と当行が導入した重要な改革の1つが、いわゆる「ダブルハットティング」と呼ばれる制度であり、一部の役員が当社と当行で職務を兼任することになります。

役員員のダブルハットティングとは、当行の役員員が同時に当社の業務に携わる、または、その逆のケースを意味します。HSBCジャパンは、役員員のダブルハットティングを特定の業務部門で可能にすることにより、顧客対応を担当する単独の専門家チームがお客様に包括的なサービスを提供させていただくことを目指しています。

ダブルハットティングの利点を最大限に活かし、HSBCジャパンのお客様に、より広範な金融商品やサービスを提供するためには、HSBCジャパン（すなわち、当行、当社、当サービス会社）の内部で、取引情報、リスク管理情報などを含む、お客様に関係する一定の非公開情報（「**非公開情報**」に関しては、後述の「共有される非公開情報の範囲」において詳細に説明申し上げます）をHSBCジャパンが社内でも共有することが必要になると考えています。本書

をお客様にお送りするのは、非公開情報の社内での共有に関する追加的な情報について、HSBCジャパンの重要なお客様にお伝えさせていただくためです。

しかしながら、こうした非公開情報の共有は、HSBCジャパンがお客様に総合的なサービスおよび金融商品のご提供を行うために資するとHSBCジャパンが考える場合に、必要な範囲内で行われ、お客様にこうした金融商品やサービスを提供する業務に従事しているHSBCジャパンの担当部署および担当者が「情報は必要な人だけに開示するという考え方」（need to know basis）に基づき、必要と考えられる場合にのみ実施されます。言うまでもなく、非公開情報の共有は適用法令や規制に厳格に従った形で行われます。また、社内でも共有された非公開情報については機密保持を徹底することをお約束いたします。HSBCジャパンでは、非公開情報に対する不適切なアクセスや、その利用や配布を防止することを目的とした厳格な情報管理体制を構築しております。これらの管理は、既存のあらゆる秘密保持契約を補完するものであり、またそれらと一貫性のある方法で行われます。

本書は、お客様がHSBCジャパン（または海外のHSBCグループ会社のいずれか）との間ですでに締結された、または今後締結される予定の情報共有承諾書または契約で許容されている情報共有の範囲に現時点で、または今後、変更を加えるものではないことにご注意ください。ご不明な点やご意見等がございましたら、HSBCの営業担当者にご遠慮なくお申し出ください。

HSBCジャパンにおける非公開情報共有の手順は下記の通りです。

1. 共有される非公開情報の範囲

本書に基づき共有される非公開情報は、お客様に関するあらゆる非公開情報（お客様がファンドマネージャーでいらっしゃる場合には、お客様が運用されているファンドに関する情報）で、HSBCジャパンのグループ会社のいずれかが保有しているまたは、保有することになるとみられる情報を意味します。過去の取引（決済および送金に関する情報を含む）または検討中のお取引の内容、取引の時期に加えて、他の取引情報およびリスク管理情報など金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号に定義されている非公開情報も含まれます。

2. 非公開情報の共有の方法

非公開情報は、口頭、書面、電子メール、共有データベースへのアクセス、またはその他の許容される情報共有手段によって共有されます。

3. 情報管理の手順

前述の通り、HSBCジャパンではすでに、非公開情報への不適切なアクセス、非公開情報の不適切な利用、配布を防止することを目的とした厳格な情報管理体制が構築されております。これらの管理体制は、既存のあらゆる秘密保持契約を補完し、またそれらと一貫性のある方法で行われます。

ダブルハットिंगを行う場合においても、関連する規制の下で共有が禁止されている非公開の顧客情報（以下「**非共有情報**」といいます）の管理に関しては、ダブルハットिंगが認められた役職員は、コンプライアンス本部を含めて行う適切な監視体制の下で、当行または当社の非共有情報のいずれか一方にのみアクセスすること

が許されます。

4. 非公開情報の共有目的

非公開情報は以下の目的のために共有させていただきます。

(1) 多様な金融商品およびサービスを開発、提案するため

HSBCジャパンは、HSBCジャパンの統合化された資源を利用することによって、お客様のニーズに適合した金融商品およびサービスの開発し、ご提案させていただく所存です。

(2) お客様に最も適合した金融商品やサービスをご提供するため

HSBCジャパンでは、お客様に適合した金融商品およびサービスをご提供させていただきます。

(3) HSBCジャパン内での統合化された経営、業務管理体制に基づいて、お客様に「最高の」サービスをご提供するため

HSBCジャパンがお客様にとって最適と考えるサービスを継続的にご提供させていただくために、HSBCジャパンは強固な事業、業務管理体制の構築を継続して行ってまいります。

5. お客様がオプトアウト（情報提供の禁止）を要請された場合の情報管理の手順

お客様がHSBCジャパンのいずれかの会社に、オプトアウト（情報提供の禁止）すなわち、お客様の非公開情報をHSBCジャパンに含まれる他の会社と共有しないことを要請された場合には、以後HSBCジャパンでは適用法令の下で認められている場合を除き、当該情報を複数会社間で共有いたしません。ただし、すでにHSBCジャパン内で共有されており、共用データベースまたはその他の収納場所に保存されているすべての非公開情報については、適用法令および規制に適合している限りにおいてのみ、ご要請後も継続的に利用させていただきます。

特に、こうした情報の、当社の当行以外の「親法人等」または「子法人等」（ともに金融商品取引法第31条の4第3項および第4項に定義されています）との共有は、共用データベースへのアクセスを制限するか、または当該情報を専用のデータベースに移動することによって防止するよう対策を講じることといたします。

なお、上記の手続きはHSBCジャパンの各社が、必要に応じてお客様から直接受け取った非公開情報を社内でも共有することを制限するものではないことを、念のため申し添えます。例えば、HSBCジャパンに含まれる特定の会社の特定の部署が、通常の業務においてお客様から非公開情報を受け取った場合には、受け取った会社は必要な範囲内で、その情報を引き続き自社内で共有することが可能です。

日本国内でのHSBCのサービス、金融商品、組織に関する最新の情報については、以下の日本向けウェブサイトの「日本におけるHSBC」をご参照ください。 <http://www.about.hsbc.co.jp/hsbc-in-japan>

以上

以上ご説明申し上げましたとおり、HSBCジャパンは、お客様に対するサービスを向上させ、経営効率を改善することが可能になると考えております。HSBCジャパンは日本国内でのサービス水準の一層の向上に努める所存ですの

で、お客様の変わらぬご理解とご協力を賜れば幸甚です。お客様の情報の共有に関する個別のお問い合わせまたはご意見に関しましては、HSBCジャパンの営業担当者にご連絡くださいますようお願い申し上げます。